

法人ニュース

# くまもと

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

2018.11月号  
法人会広報



Photo: 有限会社鈴木和哉研究所 新社屋

## 特集 「事業承継税制はどう変わった!?!」

●企業リレー ●活動レポート 平成30年8月～10月

めざします。「みんなの法人会」

 公益社団法人 栗原法人会 URL : <https://kuri-ho.com>

vol.112

法人会が長い間要望してきたことの実現

# 事業承継税制はどう変わった!?

自社株に係る贈与税・相続税の100%猶予を創設

公認会計士 西山 太郎

## 改正(特例)の内容

### 特例1 全株式対象および納税猶予割合100%

今回創設の特例では、事業承継税制の対象となる承継会社の株式数の上限が撤廃され、全株式が適用可能となりました。

また、相続税の納税猶予割合も100%に拡大されました。

この結果、相続税の納税猶予割合は、現行制度では約53%だったものが100%へと広がり、特例制度を利用すれば事業承継できるようになります。

現行制度では、納税猶予の対象となるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%、そのため実際に猶予される額は $2/3 \times 80\% \parallel$  約53%にとどまる。特例では、対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とすると共に、猶予割合を100%に拡大しており、結果として事業承継の係る税負担はゼロとなる。

### 特例2 雇用確保要件の実質的撤廃

事業承継税制には、事業承継後5年間平均で承継当時の雇用の8割以上を維持できなかったら、納税猶予は打ち切られるとする要件がありました。本特例ではこの雇用確保要件を満たさなくても納税猶予期限は確定せず、猶予され

た税額を納付しなくても、継続できることになりました。

ただし、雇用の8割以上が維持できない場合には、その理由を記載した書類を都道府県に提出することが条件で、その理由が経営状況の悪化や正当なもの認められない場合は、認定経営革新等支援機関から指導や助言を受けた内容を記載することが義務付けられています。

このように、書面の提出で済むこととなったので、雇用確保要件は実質的に撤廃したのと同様です。

「事業承継税制を利用したいのだが、将来に亘つての雇用確保要件の継続が引っかけた利用を躊躇していた」方には、この特例が救いとなるのではないのでしょうか。

### 特例3 後継者は3人まで対象を広げることが可能に

現行事業承継税制は1人の先代経営者から1人の後継者へと自社株式(非上場株式)を贈与や相続をする制度ですが、今回の特例制度ではこの組合せのパターンが大きく広がります。

まずは、特例の後継者は、①当該特例承継計画(今後、5年以内)に都道府県に提出するものに記載された当該特例認定承継会社(事業承継をする会社)の代表権を有する後継者で、かつ、②同族関係者と合わせて当該会社の総議決権の過半数を有する者に限られます。

また、③当該同族関係者のうち、当該会社の議決権を最も多く有する者と規定されていますが、この③については、当該特例承継計画に当該後継者を2名や3名以上と記載したとすれば、当該議決権のそれぞれ上位2名、あるいは上位3名の者まで広げることができます。

但し、いずれも当該総議決権数の10%以上を有する後継者に限られます。

この特例を利用することにより、兄弟など複数の後継者への承継(例:兄が代表取締役社長、弟が代表取締役専務など)にも事業承継税制

が適用することが出来るようになりました。

### 特例4 先代経営者以外からの贈与もOK

特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から、贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間である5年以内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、特例の対象となります。

この特例は、現行制度の事業承継税制の対象となります。

注意したいのは、現行制度も特例も先代経営者からの贈与を皮切りに行われた一連の贈与を対象とすることです。

つまり、一連の贈与の最初は先代経営者に限られ、先代経営者より前の贈与は対象とはならず、また先代経営者からの贈与と他の者からの贈与が別の年となる場合には別途都道府県に申請する必要があります。

この特例により、事業後継者への株式の集中が容易になりました。

### 特例5 相続時精算課税制度の適用範囲拡大

平成29年度税制改正において、事業承継税制の対象として非上場株式の贈与に相続時精算課税制度を適用(暦年課税との併用可)することができるようになりました。

事業承継税制の特例では、特例3および特例4のとおり、複数の者から複数の後継者への贈与が対象となるのに伴い、特例後継者が贈与者の推定相続人以外のもので(その年1月1日において20歳以上である者に限定)であり、かつその贈与者が同日に60歳以上の者である場合には相続時精算課税を適用できるようになります。さて、事業承継税制では、次世代への贈与なしは先代経営者の相続が開始するまで贈与

平成30年度の税制改正の大きな目玉となっている「事業承継税制」について詳しく解説します。中小企業の事業承継を積極的に後押しする税制改正が行われました。それは、事業承継を行う際に自社株式(非上場株式)に係る贈与税・相続税の100%を納税猶予する新たな事業承継税制(納税猶予制度)の創設です。10年間の特例措置ながら、適用要件等の緩和など大幅な拡充が図られ、中小企業にとりましては、事業承継への取り組みが行い易くなったと言えます。

但し、今後5年以内に都道府県に対し「特例承継計画」を提出しなければならず、また、10年以内に事業承継を実施することが必要となります。

2018年(平成30年)4月1日から2023年(平成35年)3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出し、経営承継円滑化法第12条1項の認定を受けた特例認定承継会社の非上場株式が対象となり、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与や相続等により取得する財産に係る贈与税や相続税に適用されます。

特例承継計画は、認定経営革新等支援機関多くの公認会計士・税理士がこの欽定を受けておりますので心配なくの指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その事業承継時までの経営見通し等が記載された計画です。

中小企業庁から、その記載マニュアルが公表されていますので、それに沿って作成すればよいだけです。

税等は「猶予」されているに過ぎないわけですから、猶予されている税額としては低い方が望ましいわけ、その点、税率の低い相続時精算課税制度が適用することは大いにメリットがある訳です。

## 特例 6 経営環境変化に応じた減免

現行の事業承継税制は、後継者が株式を売却するなどして納税猶予が取消しとなった場合には、事業承継時の株価を基に贈与税額・相続税額を納付する必要があります。

特例では、経営環境の変化により株価が下落する一定の要件を満たす場合には、その売却や廃棄時の株価を再計算し、事業承継時の価額との差額を免除する制度が導入されます。

経営環境の変化を示す一定の要件とは、特例認定承継会社の赤字や売上減などですが、実際の売却価格が5割未満の場合には、さらに減免する措置も設けられています。

さて、将来における経営環境変化が見通せないことにより、事業承継税制の適用を見送ってきた方は多くいたでしょうが、この特例により利用はしやすくなったのではないのでしょうか。

さて今、税理士業界はこの改正された「事業承継税制」大いに盛り上がりつつあります。それはこのような事情からです。

日本の企業の99%は中小企業で占められており、その中小企業経営者の年齢層のピークは、60歳代後半に差し掛かっているというのが現状です。そのうち多くの割合を占める団塊世代の経営者は、オリンピックが行われる2020年には70歳を迎え、その多くが引退する(であろう)といわれており、事業承継が待たなしの状況となっています。

このような状況下において、税制面からも事業承継を後押しする意味で、平成21年度税制改正から「事業承継税制」と呼ばれる制度が設けられていましたが、今回の改正前の制度ではその適用要

件の厳格性などから使い勝手が悪く、利用する経営者や適用を進める税理士も多くはありませんでした。

平成21年創設から平成28年3月末時点での経済産業大臣の認定件数は「贈与税 626件」「相続税 894件」であり、380万社ともいわれる中小企業の数からも考えると明らかに少ない水準です。

そこで、適用件数増加のために、今夏の税制改正で事業承継を加速させるための適用要件の大きな緩和がなされたという訳です。

さて、長く政権政党である自民党の有力な支持層である農業者に対しては、「食料自給率の向上・維持」の名目の下、以前から大変有利な「事業承継税制」(農業の事業基盤である「農地」の相続について)ではあるがが用意されてきました。

今回の中小企業者に対する配慮は、資源を有しない我が国経済にとって分厚い中小企業の層が如何に大事かということに政権党が気付いたということでしょう。

### 良いことづくめに見える今回の事業承継税制の改正ですが、現時点での私の評価・留意点を述べれば下記のようになります。

今回の改正で全ての中小企業に利点がある訳ではありません。「十分な内部留保がある」「良好な損益状態が継続している」などの優良企業のオーナーにとっては無縁の改正である(よって、税理士業界の盛り上げもいずれ沈静化するでしょう)。

事業承継に関しては銀行・生保やコンサルタントから株価の引下げを中心とした様々な節税スキーム(その多くは借入金金の増加、不要不動産の購入など危険なスキームが多いのですが)が提案されてきましたが、どのような節税スキームより強力な今回改正により今後はこの事業承継税制を活用することが主流になっていくであろう。

## 着任のご挨拶



長彦 明彦 築館税務署長 村上

このたびの人事異動で築館税務署長を拝命しました村上でございます。

前任地は関東信越国税不服審判所長野支所です。長野と言えば善光寺ですが、高清水には、日本三善光寺の一つで藤原基衡が建立した奥州善光寺があります。私がかこ栗原の地で勤務できることは、阿弥陀さまの導きかなと勝手に思っているところです。

さて、上田会長様をはじめ栗原法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。特に、租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクールの募集に積極的に取り組んでいただいております。さらに昨年度からは、栗原法人会独自の高校生の税の写真展を開催いただき日本の将来を担う子供たちへの租税教育に尽力されていることに、心より感謝申し上げます。

ところで、現在、税務署では、平成31年10月からの消費税の軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様が制度の内容を十分理解していただき、必要な準備を進めていただけるよう、制度の周知・広報に取り組んでいるところでございます。

具体的には、①軽減税率の対象品目、②帳簿や請求書の記載方法、③中小事業者の方の税額計算の特例(一定の期間のみ)、④免税事業者の方でも取引先の課税事業者から区分記載した請求書の発行を求められる場合があること等をご説明するとともに、平成35年10月以降に導入される、いわゆるインボイス制度についても併せて説明していくこととしていきます。

このような取組は、皆様方の事業活動を通じてご支援は欠かせないと考えておりますので、引き続き、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。最後になりますが、栗原法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、さらには、役員・従業員の皆様のご健勝をご祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



栗原法人会のホームページでは、各種講習会・研修会・オンデマンドセミナー・税に関する情報等がご覧頂けます！詳しくはWEBで！

URL: <https://kuri-ho.com>  
栗原法人会 検索

8/2  
Thu

**アンガーマネジメント講座**

場 所：栗原市築館「市民活動支援センター」  
講 師：第一印象研究所 代表 杉浦 永子 氏  
参加者数：15名

職場や日々の活動の中で、必要以上にイライラし、つい感情的に怒ってしまうことが人間関係の悪化につながります。今回のセミナーでは、自らの怒りやイライラの感情を上手くコントロールしたり、相手を傷つけない話し方や伝え方を学びました。グループワークでは、それぞれの立場によって怒りのポイントが変わることが分かり、相手の立場や考えを話し合いすり合わせることで、関係性を良好に保つ秘訣であることが分かりました。講師先生のユーモラスな解説で、参加者は笑顔で受講していました。



9/12  
Wed

**第30回会員親睦ゴルフ大会**

場 所：黒川郡大衡村「花の杜ゴルフクラブ」  
参加者数：32名

秋晴れの中、第30回の記念大会が行われました。今年の優勝者は加藤健治氏(大同生命保険(株)東北営業本部)、準優勝は上野勝夫氏(迫トラック)、3位は小山昭彦氏(宮城化成)、ベストはトータル80・高橋利夫氏(タカギ)。皆さんおめでとうございます。



9/15  
Sat

**市民健康パークゴルフ大会**

場 所：栗原市一迫「小田ダム湖畔パークゴルフ場」  
参加者数：139名(内一般134名)

優 勝 岩淵芳行(若柳)・大和恵子(築館)  
準優勝 渡辺幸二(栗駒)・高橋八重子(築館)  
3 位 村山良一(一迫)・小野寺ゆり子(築館)

今年も快晴の中、多くの市民の方に参加していただきました。



8/24  
Fri

**震災復興応援研修会 in 仙台**

場 所：仙台市「キリンビール仙台工場等」  
参加者数：26名(内一般2名)

今年の震災復興研修会は、仙台市の仙台港にあります「キリンビール仙台工場」へ行ってまいりました。3.11の巨大地震と津波により被災しましたが、全従業員総出の復旧作業により、現在は完全復旧を果たし、震災前同様にビール製品を出荷しているそうです。キリンビールこだわりの一番搾り麦汁の試飲では、二番搾り麦汁との違いに参加者も納得の様子でした。工場内を見学した後は、3種類のビールやソフトドリンクの試飲を楽しみました。被災したことを感じさせない明るく活気あふれる雰囲気の中で、私たち参加者へ対応していただきました。



10/7  
Sun

**第3回くりはら大運動会**

場 所：栗原市築館「栗原市立築館中学校体育館」  
参加者数：122名(内一般50名)

優 勝 クッキングガールズ  
準優勝 すきかつte  
3 位 チーム芋煮

今年もくりはら大運動会を開催しました。今回で第3回目となり20チームが参加し、競技内容も恒例の税金クイズを始め、「蹴り飛ばせ！おいなり3Ⅱ」や「らぶらブラスーカキャッチ」などの新競技で大いに盛り上がりました。また、同会場で第2回高校生の「税」の写真展を開催し、来場者に投票していただきました。



9/10  
Mon

**未使用タオル寄付**

場 所：栗原市築館「栗原市社会福祉協議会」



**寄付した枚数**

- ・タオル 542枚
- ・ハンドタオル 13枚
- ・てぬい4枚
- ・ガーゼ1枚

ご協力いただきました皆さまありがとうございました。

**企業リレー** [ 毎号表紙を飾っていただくのは各企業の社員さんです。 ]



我社は昭和56年、築館町黒瀬の自宅での仕立の内職を始めたのが第一歩です。仙台に納品に行きながら、以前お世話になったお客様への挨拶まわりをしたところ、仕事も増えました。又、着物と帯の仕立をセツトにする仕事が増える事も知り、和裁士さんを東北各県に募集をかけ、仙台に拠点置き、昭和58年有限会社として会社を設立しました。

そのころの築館町は知名度が低く、電話の市外局番をまわすというだけで、仙台のお客様も増えてきた平成元年、仙台市宮城野区岩切に新社屋を建設、和裁士の育成も考え、和裁学校から生徒を受け入れ、日本伝統のきものを一枚でも多く出来たいと思っていました。和裁も他の業界と同じで海外進出が始まり、仕立代が下がり国内での仕立が減り、一時期70人位いた外注さんにも仕事が終わらなくなり、自然に10名位になりました。きびしいながらもお客様で色々な方から色々なお話を頂き、きものクリーニングを築館城生野で、レンタルの仕事も築館業者で増設しました。場所が増える毎に経費はもちろん、仕事の流れ、お互いの連絡等無駄が見え始め、一昨年あたりから一ヶ所で仕事がしたく色々場所を見てもありませんが、今回縁あって、下宮野に工場兼事務所を設立する事が出来ました。

2、3人の職場から現在は40名近くのスタッフにも恵まれ、ありがたい事に、たまには良話も聞かせてくれます。山あり谷ありですが、設立35年を迎えます。成人式には是非きものを着てほしい。



発行：公益社団法人 栗原法人会  
〒987-2216 宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番10号  
TEL 0228(22)2775 FAX(22)2774  
E-mail: office@kuri-ho.com  
URL: https://kuri-ho.com

※平成27年10月1日より、事務所移転しました。  
新住所：宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番10号  
栗原コスモビル2階(旧築館税務署)